

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会規則第1号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年岩手県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分校設置の認可申請又は届出の手續)</p> <p>第6条 施行令第23条第1項第10号の規定による高等学校の分校設置の認可の申請又は施行令第23条第2項の規定による幼稚園の分校設置、<u>施行令第24条の3第1号</u>の規定による専修学校の分校設置若しくは施行令第25条第4号の規定による小学校、中学校若しくは義務教育学校の分校設置の届出は、施行規則第7条に規定する書類及び図面のほか、第3条に規定する書類に準じて作成した書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(専修学校の課程の設置認可の申請手續)</p> <p>第11条 法第130条第1項の規定による専修学校の高等課程、<u>専門課程又は一般課程</u>の設置の認可の申請は、設置予定期日の30日前までに施行規則第3条に規定する書類及び図面のほか、第3条第1項第2号から第4号まで並びに第3項及び第5項に規定する書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(専修学校若しくは専修学校の課程の廃止認可の申請又は<u>専修学校の分校廃止</u>の届出の手續)</p> <p>第14条 法第130条第1項の規定による専修学校の廃止<u>又は専修学校の高等課程、専門課程若しくは一般課程</u>の廃止の認可の申請又は<u>施行令第24条の3</u>の規定による専修学校の分校の廃止の届出は、廃止予定期日の30日前までに施行規則第15条に規定する書類のほか、第3条第1項第2号に規定する書類を添えてしなければならない。</p>	<p>(分校設置の認可申請又は届出の手續)</p> <p>第6条 施行令第23条第1項第10号の規定による高等学校の分校設置の認可の申請又は施行令第23条第2項の規定による幼稚園の分校設置、<u>施行令第24条の3第2号</u>の規定による専修学校の分校設置若しくは施行令第25条第4号の規定による小学校、中学校若しくは義務教育学校の分校設置の届出は、施行規則第7条に規定する書類及び図面のほか、第3条に規定する書類に準じて作成した書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(専修学校の課程等の設置の認可申請又は届出の手續)</p> <p>第11条 法第130条第1項の規定による専修学校の高等課程、<u>専門課程若しくは一般課程</u>の設置の認可の申請又は<u>施行令第24条の3第1号</u>の規定による専修学校の専攻科の設置の届出は、設置予定期日の30日前までに、<u>申請の場合にあっては施行規則第3条に規定する書類及び図面、届出の場合にあっては施行規則第11条に規定する書類及び図面のほか、第3条第1項第2号から第4号まで、第3項各号及び第5項に規定する書類及び図面</u>を添えてしなければならない。</p> <p>(専修学校若しくは専修学校の課程等の廃止の認可申請又は届出の手續)</p> <p>第14条 法第130条第1項の規定による専修学校の廃止<u>若しくは専修学校の高等課程、専門課程若しくは一般課程</u>の廃止の認可の申請又は<u>施行令第24条の3第1号</u>の規定による専修学校の専攻科若しくは同条第2号の規定による専修学校の分校の廃止の届出は、廃止予定期日の30日前までに、<u>施行規則第15条に規定する書類のほか、第3条第1項第2号に規定する書類</u>を添えてしなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。